

# 傷害特約(H25)目次

(平成29年1月改定)

## この特約の主な内容

### 1 総 則

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 特約の保険期間および保険料払込期間
- 第3条 特約の型および被保険者の範囲
- 第4条 妻および子の災害保険金額

### 2 災害保険金・障害給付金の支払

- 第5条 災害保険金・障害給付金の支払
- 第6条 特約保険料の払込免除
- 第7条 災害保険金等の請求手続、支払の時期および場所

### 3 告知義務および特約の解除

- 第8条 告知義務
- 第9条 告知義務違反による解除
- 第10条 重大事由による解除

### 4 保険料の払込

- 第11条 特約保険料の払込
- 第12条 払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第13条 特約の失効・消滅
- 第14条 特約の復活
- 第15条 特約保険料の自動貸付

### 5 社員配当金

- 第16条 社員配当金

### 6 特約の解約および払戻金

- 第17条 特約の解約
- 第18条 特約の払戻金

傷害  
特約

### 7 特約の内容の変更・その他

- 第19条 災害保険金額の増額
- 第20条 災害保険金額の減額
- 第21条 特約の型の変更
- 第22条 特約の復帰
- 第23条 契約内容の登録
- 第24条 管轄裁判所
- 第25条 主約款の規定の準用

### 8 特 則

- 第26条 主契約が更新する場合の特則
- 第27条 終身保険に付加する場合の特則
- 第28条 個人年金保険または生存保障重点型個人年金保険に付加する場合の特則
- 第29条 5年ごと利差配当付終身保険等に付加する場合の特則
- 第30条 5年ごと利差配当付積立型介護保険等に付加する場合の特則
- 第31条 無配当定期保険等に付加する場合の特則
- 第32条 5年ごと配当付介護保障定期保険に付加する場合の特則
- 第33条 特約の中途付加に関する特則

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 納付割合表
- 別表3 同一部位
- 別表4 請求書類

## 傷害特約(H25)

### (この特約の主な内容)

この特約は、保険契約者の選択により次のいずれかの型とし、主な給付の種類は、表に示すとおりです。

特 約 の 型	特 約 の 被 保 険 者	給付の種類
本 人 型	主契約の被保険者	災害保険金 障害給付金
本人・妻・子型	主契約の被保険者とその妻および20歳未満の子	
本 人・妻 型	主契約の被保険者とその妻	
本 人・子 型	主契約の被保険者とその20歳未満の子	

## 1 総 則

### (特約の締結および責任開始期)

第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出によって、主契約に付加して締結します。

2 この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、この特約の締結後、この特約の被保険者になった者については、被保険者になった時から責任を負います。

### (特約の保険期間および保険料払込期間)

第2条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めるものとします。

### (特約の型および被保険者の範囲)

第3条 契約者は、この特約の締結の際、次のいずれかの型を指定するものとします。

特 約 の 型	特 約 の 被 保 險 者
本 人 型	主契約の被保険者
本人・妻・子型	主契約の被保険者とその妻および子
本 人・妻 型	主契約の被保険者とその妻
本 人・子 型	主契約の被保険者とその子

2 この特約において「妻」および「子」とは次の者をいいます。

(1) 妻とは、主契約の被保険者と同一戸籍にその妻として記載されている者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「妻」といいます。）とします。

(2) 子とは、主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「子」といいます。なお、この特約において満年齢で規定した場合には、出生日から起算した満年であって、1年未満の端数を切り捨てるものとします。）とします。

3 この特約が本人・妻・子型、本人・妻型および本人・子型の場合、戸籍上の異動により妻または子でなくなった者または満20歳になった子については、その異動があった日または満20歳になった日からこの特約の被保険者でなくなります。

### (妻および子の災害保険金額)

第4条 この特約が本人・妻・子型、本人・妻型および本人・子型の場合、妻または子の災害保険金額は、主契約の被保険者について定められた災害保険金額に6割を乗じて得た金額とします。

2 妻または子について定められた災害保険金額は、主契約の被保険者について定められた災害保険金額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

## 2 災害保険金・障害給付金の支払

### (災害保険金・障害給付金の支払)

第5条 この特約の災害保険金および障害給付金の支払は、次のとおりです。

名称	支 払 事 由	支 払 額	受取人	災害保険金、障害給付金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
災害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に、次のいずれかを直接の原因として死亡（死亡した時に被保険者であることを要します。）したとき (1) この特約の責任開始（復活または復帰の取扱が行なわれた場合には、最後の復活または復帰の際の責任開始とします。また、この特約の締結後被保険者になった者については、被保険者になった際の責任開始とします。以下同じ。）の時以後に発生した別表1に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による傷害（その事故の日から起算して180日以内に死亡したときに限ります。） (2) この特約の責任開始の時以後に発病した感染症【備考参照】	当該被保険者について定められた災害保険金額	第2項に定める受取人	被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 契約者、主契約の被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失 (2) 災害保険金の受取人の故意または重大な過失 (3) 当該被保険者の犯罪行為 (4) 当該被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故 (5) 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 地震、噴火または津波 (8) 戦争その他の変乱

<p>障害給付金</p> <p>被保険者が、この特約の責任開始の時以後に発生した不慮の事故（別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内のこの特約の保険期間中に別表2の給付割合表（以下「給付割合表」といいます。）に定めるいずれかの身体障害の状態に該当した（該当した時に被保険者であることを要します。）とき</p>	<p>第5項に定める障害給付金額</p> <p>主人契が 約別に 被定 保め られ て（主 い 契約 る場 高 度は、 障 害 そ の 保 険 金 受 取</p>	<p>被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 契約者、主契約の被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失</li> <li>(2) 障害給付金の受取人の故意または重大な過失</li> <li>(3) 当該被保険者の犯罪行為</li> <li>(4) 当該被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故</li> <li>(5) 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</li> <li>(6) 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</li> <li>(7) 地震、噴火または津波</li> <li>(8) 戦争その他の変乱</li> </ol>
---	---	--

- 2 災害保険金の受取人は、主契約の死亡保険金受取人とします。ただし、被保険者が第3条（特約の型および被保険者の範囲）に規定する妻または子の場合には、主契約の被保険者（主契約の高度障害保険金受取人が別に定められている場合には、その者）を災害保険金の受取人とします。
- 3 会社は、第1項の規定によって災害保険金を支払う場合に、障害給付金について次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、当該被保険者について定められた災害保険金額にその該当する各号の給付割合を乗じて得た金額の合計額を当該被保険者について定められた災害保険金額から差し引きます。
- (1) 災害保険金の支払事由となった同一の不慮の事故による障害給付金をすでに支払っているとき
  - (2) 災害保険金の支払事由となった同一の不慮の事故による障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき
- 4 第1項の規定によって災害保険金が支払われた場合には、その支払後に災害保険金の支払事由となった同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 第1項により支払う障害給付金の額は、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) 身体障害の状態が給付割合表の1種目のみに該当する場合には、当該被保険者について定められた災害保険金額に給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額。
  - (2) 身体障害の状態が給付割合表の2種目以上に該当する場合には、その該当する各種目ごと——ただし、別表3に定める身体の同一部位（以下「身体の同一部位」といいます。）に生じた2種目以上の障害については、そのうち最も上位の種目のみ——に前号の規定を適用して得られる金額の合計額。
- 6 前項各号の適用にあたっては、すでに給付割合表に該当する身体障害のあった身体の同一部位に生じた身体障害については、すでにあった身体障害（本項において「前障害」といいます。）を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合からその前障害の状態に対応する給付割合（2種目以上に該当する場合には、最も上位の種目に対応する給付割合）を差し引いて得られる割合を、その身体障害についての給付割合とします。
- 7 この特約が本人・妻・子型、本人・妻型または本人・子型の場合、主契約の被保険者およびその妻または子が死亡しましたは給付割合表に定める障害状態に該当し、かつ、その死亡または障害の状態に該当した時の先後が明らかでないときは、妻または子が先に死亡しましたは障害の状態に該当したものとみなして取り扱います。
- 8 第1項の規定にかかわらず、この特約による障害給付金の支払割合（第21条（特約の型の変更）の規定によってこの特約の型の変更が行なわれた場合には、変更前の支払割合を含みます。）は、この特約の同一被保険者について通算して10割をもって限度とします。
- 9 災害保険金の受取人の故意または重大な過失により被保険者が死亡した場合でも、その者がその一部の受取人であるときは、会社は、その残額を他の受取人に支払います。この場合、支払わない部分について責任準備金があるときは、これを契約者に支払います。
- 10 障害給付金の受取人の故意または重大な過失により被保険者が身体障害の状態になった場合でも、その者がその一部の受取人であるときは、会社は、その残額を他の受取人に支払います。
- 11 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって死亡し、または身体障害の状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、災害保険金または障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
- 12 特約の保険期間満了の日に、身体障害の状態のうち回復の見込がないことが明らかでないために障害給付金が支払われない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになつたとき（不慮の事故による傷害を直接の原因とする場合は、その事故の日から起算して180日以内であることを要します。）は、この特約の保険期間中に身体障害の状態に該当したものとみなして、障害給付金を支払います。ただし、契約

者または障害給付金受取人は、この特約の保険期間中に、回復の見込がないことを除いて身体障害の状態に該当したことを会社に通知してください。

13 この特約の災害保険金および障害給付金の受取人を、第1項および第2項に定める者以外の者に変更することはできません。

#### (特約保険料の払込免除)

第6条 主契約の被保険者について、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料の払込免除事由が生じたときは、この特約について、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

#### (災害保険金等の請求手続、支払の時期および場所)

第7条 契約者または災害保険金もしくは障害給付金の受取人は、災害保険金または障害給付金の支払事由が発生したことを知った場合には、すみやかに会社に通知してください。

2 支払事由が生じた災害保険金または障害給付金の受取人は、遅滞なく別表4に定める必要書類を提出して、災害保険金または障害給付金を請求してください。

3 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による災害保険金および障害給付金の支払の場合に準用します。

## 3 告知義務および特約の解除

#### (告知義務)

第8条 この特約の締結または復活もしくは復帰の際、支払事由および保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して会社所定の書面で質問した事項について、契約者または主契約の被保険者はその書面によって告知することを要します。ただし、会社の指定する医師の質問により告知を求める場合には、その医師に対して口頭で告知することを要します。

#### (告知義務違反による解除)

第9条 契約者または主契約の被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

2 会社は、この特約の保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。

3 前項によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約の保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込免除をしません。また、すでに保険金もしくは給付金の支払を行なっていたときは、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

4 前項の規定にかかわらず、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となつた事実によらなかつたことを契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込免除をします。

5 本条によるこの特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をします。

6 本条の規定によってこの特約を解除した場合に第18条の払戻金があるときは、会社は、その払戻金を契約者に支払います。

7 会社は、次のいずれかの場合には、本条の規定によるこの特約の解除を行なうことができません。

(1) 会社が、この特約の締結または復活もしくは復帰の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかつたとき

(2) 会社のために保険契約締結の媒介を行なうことができる者（以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、前条の告知の際に、契約者または主契約の被保険者がその告知をすることを妨げたとき

(3) 保険媒介者が、前条の告知の際に、契約者または主契約の被保険者に対し、事実を告げないか、または事実でないことを告げることを勧めたとき

(4) 会社が、解除の原因を知った日からその日を含めて1ヶ月を経過したとき

(5) この特約の責任開始の日から起算して2年以内に保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかつたとき

8 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為によらなかつたとしても契約者または主契約の被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

#### (重大事由による解除)

第10条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1) 契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が、この特約の保険金または給付金（保険料の払込免除を含

みます。以下本項において同じ。) を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合

(2) この特約の保険金または給付金の請求に関し、保険金または給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があつた場合

(3) 契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が、次のいずれかに該当する場合

ア. 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

エ. 契約者または保険金もしくは給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(4) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

(5) 主契約に付加されている特約または他の保険契約(契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。)が重大事由によって解除されることなどにより、会社の契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

2 会社は、この特約の保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、前項の規定によってこの特約を解除することができます。

3 前項によりこの特約を解除した場合、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料払込免除事由によるこの特約の保険金もしくは給付金(第1項第3号のみに該当した場合で、第1項第3号アからオまでに該当したのが保険金または給付金の受取人のみであり、その保険金または給付金の受取人が保険金または給付金の一部の受取人であるときは、保険金または給付金のうち、その受取人に支払われるべき保険金または給付金をいいます。以下本項において同じ。)の支払または保険料の払込免除をしません。また、この場合に、すでに保険金または給付金の支払を行なっていたときは、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

4 本条によるこの特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をします。

5 本条の規定によってこの特約を解除した場合に第18条の払戻金があるときは、会社は、その払戻金を契約者に支払います。

6 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によってこの特約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第3項の規定を適用しこの特約の保険金を支払わないときは、この特約のうち支払わない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の払戻金を契約者に支払います。

## 4 保険料の払込

### (特約保険料の払込)

第11条 この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一括払の場合も同様とします。

2 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

3 この特約と主契約の保険料払込期間が異なる場合、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により、主契約の保険料払込期間の満了する時までに一括して前納することを要します。

4 前項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

### (払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第12条 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後猶予期間の満了する日までに災害保険金または障害給付金の支払事由が発生した場合は、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。

2 前項の場合に支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者はその猶予期間が満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合は、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

### (特約の失効・消滅)

第13条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

2 次の各号に該当した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

(1) 主契約の保険金を支払ったとき

(2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

ただし、前号の規定により主契約が消滅した場合を除きます。

(3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき

#### (特約の復活)

第14条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があつたものとします。

2 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

#### (特約保険料の自動貸付)

第15条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料の払込猶予期間を経過したときには、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について主約款の保険料の自動貸付の規定を準用します。

2 前項の場合には、第18条（特約の払戻金）のこの特約の払戻金を主契約の払戻金に加えてその取扱をします。

## 5 社員配当金

#### (社員配当金)

第16条 この特約の社員配当金は、主約款の社員配当金に関する規定を準用し、主契約の社員配当金に加えて支払います。

## 6 特約の解約および払戻金

#### (特約の解約)

第17条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

#### (特約の払戻金)

第18条 この特約の保険料払込期間と保険期間とが同一の場合、この特約の払戻金はありません。

2 この特約の保険料払込期間と保険期間とが異なる場合、この特約が効力を失うか、解約もしくは解除されたとき、第13条（特約の失効・消滅）第2項第2号の規定によって消滅したとき、または第21条（特約の型の変更）の規定によって特約の型が変更されたときの払戻金は次のとおりです。

(1) この特約の払戻金は、保険料払込期間中はこの特約の保険料が払い込まれた年月数により、その他のときはその経過年月数によって、会社の定める方法で計算した金額を契約者に支払います。

(2) 主約款の規定によって主契約の責任準備金を支払う場合、または主契約の保険金が支払われることによりこの特約が消滅（この特約の災害保険金が支払われるときを除きます。）する場合には、保険料払込期間中はこの特約の保険料が払い込まれた年月数により、その他のときはその経過年月数によって、会社の定める方法で計算した責任準備金を契約者（主契約の保険金を支払うときは、その受取人。ただし、第5条に定めるこの特約の免責事由に該当した場合を除きます。）に支払います。

3 主契約を払済保険または延長保険に変更する場合にこの特約の払戻金があるときは、主契約の払戻金に加えて取り扱います。

4 主約款に定める保険金等の請求手続、支払の時期および場所に関する規定は、本条の場合に準用します。

## 7 特約の内容の変更・その他

#### (災害保険金額の増額)

第19条 契約者は、主契約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、主契約の被保険者について定められた災害保険金額を増額することができます。

2 前項の規定によって、災害保険金額を増額した場合には、増額後の原因によって災害保険金もしくは障害給付金の支払または保険料の払込免除事由が発生した場合に限り、その増額分に対する災害保険金もしくは障害給付金の支払または保険料の払込免除を行ないます。

3 第1条（特約の締結および責任開始期）、第8条（告知義務）および第9条（告知義務違反による解除）の規定は、本条の規定による災害保険金額の増額分について準用します。

#### (災害保険金額の減額)

第20条 契約者は、主契約の被保険者について定められた災害保険金額（以下本条において「災害保険金額」といいます。）を減額することができます。ただし、減額後の災害保険金額が会社の定めた金額に満たないときは、本条の取扱をしません。

2 主契約の死亡保険金額が減額され、主契約の死亡保険金額に対するこの特約の災害保険金額の割合が会社の定める限度をこえるにいたったときは、その限度を満たす範囲までこの特約の災害保険金額を減額するものとします。

- 3 主契約の被保険者についての死亡保険金または収入保障年金のある特約が主契約に付加されている場合、前項の主契約の死亡保険金額には、それらの特約の保険金額（収入保障特約の場合は特約の保険期間満了の日における換算保障額、介護収入保障特約の場合は換算保障額、遙減定期保険特約の場合は基本保険金額）を含めるものとします。
- 4 本条の規定によって災害保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

#### （特約の型の変更）

第21条 契約者は、会社の承諾を得て、この特約の型を変更することができます。ただし、第6条（特約保険料の払込免除）の規定によって特約保険料の払込が免除されている場合には、保険料の払込免除事由発生時以後は、本条の変更はできません。

- 2 この特約の型の変更を会社が承諾した場合には、次に定める時から変更の効力が生じます。

区分	変更前の型	変更後の型	変更の効力が生じる時
(1)	本人・妻・子型	本人型 本人・妻型 本人・子型	会社が承諾した時
	本人・妻型 本人・子型	本人型	
(2)	本人型	本人・妻・子型 本人・妻型 本人・子型	ア. 会社の定める金額をこの特約の被保険者に関する告知以後に受け取ったとき 会社の定める金額を受け取った時
	本人・妻型	本人・妻・子型 本人・子型	イ. 会社の定める金額をこの特約の被保険者に関する告知前に受け取ったときおよび会社の定める金額の払込を要しないとき 告知の時
	本人・子型	本人・妻・子型 本人・妻型	

- 3 型の変更によりこの特約の被保険者でなくなる者に関する部分については解約されたものとします。この場合、変更前と変更後の払戻金の差額があるときは、その差額を契約者に支払います。
- 4 本条の変更が行なわれた場合には、将来に向かってこの特約の保険料を改めます。
- 5 型の変更により新たにこの特約の被保険者となる者については、変更の効力が生じる時から責任を負います。
- 6 第8条（告知義務）および第9条（告知義務違反による解除）の規定は、第2項の区分「(2)」の場合について準用します。
- 7 本条による型の変更に際して、会社は、新たな保険証券を発行しません。

#### （特約の復帰）

第22条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求の際に別段の申出がない限り、この特約についても同時に復帰の請求があったものとします。

- 2 会社が前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

#### （契約内容の登録）

第23条 会社は、契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
  - (2) 災害保険金の金額
  - (3) 契約日（復活、復帰、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復帰、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下、第2項において同じとします。）
  - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復帰、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復帰、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。

- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復帰、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復帰、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下、本項において同じとします。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第33条（特約の中途付加に関する特則）第1項の規定によりこの特約を中途付加する場合、主契約または死亡保険金もしくは災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、死亡保険金および災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、特約の中途付加の日から5年間（特約の中途付加の日において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の中途付加の日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。
- 10 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

#### （管轄裁判所）

第24条 この特約における災害保険金、障害給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### （主約款の規定の準用）

第25条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 8 特 則

#### （主契約が更新する場合の特則）

第26条 この特則は、この特約を付加した主契約が更新する場合に適用します。

- 2 この特約の保険期間が満了した場合で主契約を更新する際に、契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約も同時に更新して継続されます。ただし、更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合は、この特約の更新を取り扱いません。
- 3 前項の規定によってこの特約が更新された場合、第5条（災害保険金・障害給付金の支払）および第6条（特約保険料の払込免除）の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- 4 第2項ただし書の規定によりこの特約が更新されないときは、会社がこの特約と同種の他の特約の付加を取り扱っているときに限り、更新の取扱に準じて、会社の指定するこの特約と同種の他の特約を更新時に付加します。この場合、第5条および第6条の規定の適用に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
- 5 主約款に定める更新に関する規定は、この特約の更新の場合に準用します。

#### （終身保険に付加する場合の特則）

第27条 この特則は、この特約を終身保険に付加する場合に適用します。

- 2 この特約が付加されている終身保険に年金支払移行特約が付加されたときは、次のとおり取り扱います。
- (1) 年金の種類が確定年金のときで、この特約の保険期間満了の日が年金支払期間をこえる場合、この特約の保険期間満了の日は、年金支払期間満了の日に変更します。この場合、会社の定める方法で計算した差額金があるときは、その金額を年金原資に繰り入れ、その後の特約保険料を改めます。
- (2) この特約において、「主契約の高度障害保険金受取人が別に定められている場合には、その者」とあるのを「年金開始日前の主契約の高度障害保険金受取人が別に定められている場合には、その者」と読み替えます。
- (3) この特約において、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「年金受取人」と読み替えます。
- 3 主契約の保険料払込期間が終身の場合に主契約が一時払へ移行したときは、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料の払込について第11条（特約保険料の払込）第3項および第4項の規定を準用します。

#### （個人年金保険または生存保障重点型個人年金保険に付加する場合の特則）

第28条 この特則は、この特約を個人年金保険または生存保障重点型個人年金保険に付加する場合に適用します。

- 2 主契約の年金支払開始日、年金の種類、年金支払期間または保険料払込期間が変更された場合には、次の各号のとおり取り扱います。
- (1) この特約の保険期間が主契約の保険期間をこえることとなるときは、この特約の保険期間も同時に主契約の保険期間まで短縮するものとします。
- (2) この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間と同一の場合で、主契約の保険料払込期間が変更されたときは、この特約の保険料払込期間も同時に変更するものとします。

- (3) 前2号の規定による変更が行なわれた場合、会社の定める方法で計算した差額金があるときはその金額を授受し、その後の特約の保険料を改めます。
- 3 第5条第2項の「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と読み替えます。
- 4 第7条（災害保険金等の請求手続、支払の時期および場所）第3項の「保険金支払の時期および場所」とあるのは、「年金等の支払の時期および場所」と読み替えます。
- 5 第13条（特約の失効・消滅）第2項第1号の「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては、「主契約の死亡給付金を支払ったとき」、主契約の年金支払開始日以後においては、「主契約の被保険者が死亡したとき」と読み替えます。
- 6 第13条第2項第3号、第18条（特約の払戻金）および第22条（特約の復帰）の「払済保険」とあるのを「払済年金保険」と読み替えます。
- 7 第20条（災害保険金額の減額）第2項の「死亡保険金額」とあるのを「基準年金年額」と読み替え、同条第3項の規定は適用しません。

#### （5年ごと利差配当付終身保険等に付加する場合の特則）

第29条 この特則は、この特約を5年ごと利差配当付養老保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険、5年ごと利差配当付医療保険、5年ごと利差配当付新医療保険または5年ごと利差配当付新個人年金保険に付加する場合に適用します。

- 2 第16条（社員配当金）の規定にかかわらず、この特約に対する社員配当金はありません。
- 3 この特約を5年ごと利差配当付終身保険に付加する場合は、第27条（終身保険に付加する場合の特則）の規定を適用します。ただし、「終身保険」とあるのを「5年ごと利差配当付終身保険」と読み替えます。
- 4 この特約を5年ごと利差配当付新医療保険に付加する場合は、第5条（災害保険金・障害給付金の支払）第1項および第2項の規定中、「主契約の被保険者（主契約の高度障害保険金受取人が別に定められている場合には、その者）」とあるのを「主契約の給付金受取人」と読み替えます。
- 5 この特約を5年ごと利差配当付新個人年金保険に付加する場合は、第28条（個人年金保険または生存保障重点型個人年金保険に付加する場合の特則）の規定を適用します。ただし、「個人年金保険または生存保障重点型個人年金保険」とあるのを「5年ごと利差配当付新個人年金保険」と読み替えます。

#### （5年ごと利差配当付積立型介護保険等に付加する場合の特則）

第30条 この特則は、この特約を5年ごと利差配当付積立型介護保険または5年ごと利差配当付新積立型介護保険に付加する場合に適用します。

- 2 第7条（災害保険金等の請求手続、支払の時期および場所）第3項の規定中、「保険金支払の時期および場所」とあるのは「保険金等の支払の時期および場所」と読み替えます。
- 3 第13条（特約の失効・消滅）第2項第1号の規定中、「主契約の保険金」とあるのは「主契約の保険金または死亡給付金」と読み替えます。
- 4 第18条（特約の払戻金）第2項第2号中、「主契約の保険金が支払われることにより」とあるのは「主契約の保険金もしくは死亡給付金が支払われることにより」と読み替え、「主契約の保険金を支払うとき」とあるのは「主契約の保険金または死亡給付金を支払うとき」と読み替えます。
- 5 第16条（社員配当金）の規定にかかわらず、この特約に対する社員配当金はありません。
- 6 第27条（終身保険に付加する場合の特則）第2項および第3項の規定は、本条の場合に準用します。

#### （無配当定期保険等に付加する場合の特則）

第31条 この特則は、この特約を無配当定期保険、無配当定期保険（低払戻金型）、無配当介護保障定期保険、無配当医療保険または無配当新医療保険に付加する場合に適用します。

- 2 第16条（社員配当金）の規定にかかわらず、この特約に対する社員配当金はありません。
- 3 この特約を無配当新医療保険に付加する場合は、第5条（災害保険金・障害給付金の支払）第1項および第2項の規定中、「主契約の被保険者（主契約の高度障害保険金受取人が別に定められている場合には、その者）」とあるのを「主契約の給付金受取人」と読み替えます。

#### （5年ごと配当付介護保障定期保険に付加する場合の特則）

第32条 この特約を5年ごと配当付介護保障定期保険に付加した場合には、第16条（社員配当金）の規定にかかわらず、この特約に対する社員配当金はありません。

#### （特約の中途付加に関する特則）

第33条 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項の規定にかかわらず、主契約の契約日後、契約者から申出があった場合には、会社は、新たにこの特約に対する告知を求め、会社の定める基準に基づいて被保険者の選択を行なったうえ、会社が承諾したときは、この特約を主契約に中途付加することができます。

- 2 この特約の中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。

(1) 会社は、次のアまたはイに定める時から、中途付加したこの特約上の責任を負います。

ア. 会社がこの特約の付加を承諾して、この特約の第1回保険料として会社の定めた金額を受け取った時

イ. この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合には、第1回保険料相当

- 額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）  
(2) この特約の第1回保険料の払込に際しては、第11条（特約保険料の払込）第1項の規定は適用しません。  
(3) この特約を中途付加した場合には、会社は、新たな保険証券は発行しません。

## 備 考

### 感染症

「感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項から第4項に規定されている疾病のうち次のものをいいます。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（原因がSARSコロナウイルスであるもの）、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症

**別表1 対象となる不慮の事故** 主約款の別表「対象となる不慮の事故」と同じです。

**別表2 給付割合表**

等 級	身 体 障 害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指以上失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	3割

第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	1.5割
	29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	
	30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの	
	31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの	
	32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの	
	33. 兩耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの	
	34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの	
	35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの	
	36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	
	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	
	38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	
	39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの	
	40. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの	
	41. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの	
	42. 1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの	
	43. 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	

## 備 考

### 1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

### 2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自分では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

### 3. 眼の障害（視力障害）

(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

### 4. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。

(3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

(4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

### 5. 耳の障害（聴力障害）

(1) 聴力の測定は、日本工業規格に準拠したオージオメータで行ないます。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

(3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が70デシベル以上（40cmをこえると話声語を理解しないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

## 6. 鼻の障害

- (1)「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2)「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

## 7. 上・下肢の障害

- (1)「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (3)「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込がない場合をいいます。

## 8. 脊柱の障害

- (1)「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2)「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3)「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

## 9. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
- (2)「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

## 10. 足指の障害

- (1)「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

### 別表3 同一部位

- (1) 1上肢については、肩関節以下をすべて同一部位とします。
- (2) 1下肢については、また関節以下をすべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) [別表2] の第1級の4、5、6もしくは7、第2級の8、9もしくは10、第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

### 別表4 請求書類

項 目	必 要 書 類
1 災害保険金の支払 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (4) 当該被保険者および災害保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 災害保険金の受取人の印鑑登録証明書 (6) 保険証券

2	障害給付金の支払 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 当該被保険者および障害給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 障害給付金の受取人の印鑑登録証明書 (6) 保険証券
3	払戻金の支払 (第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
4	災害保険金額の増額 (第19条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 契約者の印鑑登録証明書 (4) 保険証券
5	災害保険金額の減額 (第20条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
6	特約の型の変更 (第21条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 新たに被保険者となる者についての会社所定の告知書 (3) 契約者の印鑑登録証明書 (4) 保険証券

(注)会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることができます。